

議第1号令和4年度滋賀県一般会計予算に対する附帯決議への対応について

令和 4 年度一般会計予算に対する附帯決議を受けて、びわ湖放送(株)に対する県としての関わり方について以下のとおり短期的、中・長期的な方針を整理する。

1 放送の意義・役割とテレビ放送の在り方に関する国の議論

- インターネットによる動画視聴の拡大等、県民の情報入手手法が急速に変化しており、県民にとって「放送」と「通信」の区別が意識されなくなっているほか、スマートフォン等により動画視聴のパーソナライズ化も進んでおり、若者を中心に「テレビ離れ」が進んでいる。
- 一方で、放送は、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に「公衆」を形成するという社会インフラとしての役割を果たしてきた。インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がるデジタル時代においても、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信により、民主主義の基盤、災害情報や地域情報等の社会の基本情報の共有というソーシャル・キャピタルとしての重要な役割を引き続き果たしていくことが期待されている。
- こうした中で、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方検討会」では、キー局を中心とした業界の再編の可能性や課題についても議論されている一方で、地域情報の発信を確保するための仕組みを措置すべきという方向での議論が進められてきており、地域の情報を放送する機能については将来にわたり何らかのかたちで維持されていくものと考えられる。

〈参考〉デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(総務省)

【目的】

ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行う。

(令和 4 年 7 月 取りまとめ予定)

【論点】

① デジタル時代における放送の意義・役割

・情報空間が放送以外にも広がるデジタル時代において、放送は、ソーシャル・キャピタルとしての役割を更に期待されている。

② 放送ネットワークインフラの将来像

・放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくべきである。

③ 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

・インターネットを活用し、放送コンテンツの価値を向上・浸透させていくことがこれまで以上に重要となってくる。

④ デジタル時代における放送制度の在り方

・放送が引き続き社会的役割を果たしていくため、放送法令等の制度において必要な措置(地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、同一の放送番組の放送対象となる地域の柔軟化等)を講ずるべきである。その際、当該措置は、放送が培ってきた地域メディアとしての役割等を今後も長らく維持・発展させていくためのものであることに留意すべきである。

2 びわ湖放送(株)の経営戦略

- びわ湖放送(株)では、中期経営計画 2023 を策定し、今後 10 年間の展望として、50 年にわたって滋賀県域の情報を蓄積・発信してきたメディアとしての信頼性を活かして、情報と人を総合的にコーディネートし、滋賀経済の活性化や地域創生につなげていく地域の総合プロデューサーとしての役割を果たしていくこととされている。放送を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中で、テレビにとどまらず、インターネットを始めとする多種多様なメディアや最新技術を駆使して滋賀の活性化と県民の暮らしになくてはならない総合メディアをめざすことを掲げられている。
- 営業収益の約 75%を占めるメインチャンネルでの販売強化や地域に密着した情報発信の充実を進めることとあわせて、新たな収益強化を目指す分野として、今回の設備更新により実現するサブチャンネルの活用とインターネットとの連携により、
 - ①地域の事業者と連携した新たな PR と物販・サービス提供企画
 - ②買い物弱者の方等を対象に、スーパーや量販店との共同開発によるテレビで買い物が可能となる新たなプラットフォームの運営
 - ③AI 自動撮影カメラを活用した地域スポーツの中継など、地域とのつながりと新たな技術を融合した取組を進めることとされている。
- また、引き続き地域の情報を放送・配信する役割を果たすことに加えて、災害時における情報発信の強化や市町の行政情報の提供など、新しい設備の機能を活かして地域情報のさらなる充実を図ることとされている。

3 びわ湖放送(株)の担う役割

- 1 に記載のような放送の意義・役割が期待される中で、びわ湖放送(株)はこれまでから唯一の県域民間放送局として以下の役割を果たしてきており、信頼性の高い情報源として幅広く県民に認知され、その公益性は極めて高いものがある。
 - ①県政の動きを県民に伝える役割(県政広報番組や県議会ダイジェスト等)
 - ②地域生活情報を県民に届ける役割(地域のニュース報道)
 - ③県民文化を醸成する役割(地域スポーツ中継や地域活動を紹介する特別番組)
 - ④災害時に地域に密着した情報ライフラインとなる役割(地域の防災情報等の報道)

〈参考〉県政情報の入手方法(第 54 回滋賀県政世論調査結果)
第 1 位 テレビ(びわ湖放送)【50.1%】
(65~74 歳では 59.7%、75 歳以上では 55.0%)
第 2 位 市・町が発行する広報誌【43.4%】
第 3 位 テレビ(NHK)【42.6%】

- テレビ業界を取り巻く環境が大きく変化する時代の中にあっても、
 - ①**県政への理解を深めること、**
 - ②**地域情報を届けることで、地域への愛着や県民文化の醸成を図ること、**
 - ③**災害時の情報ライフラインとして、県民の安全安心の確保を図ること**のためには、県として、びわ湖放送(株)の有する社会インフラとしての放送・配信機能を積極的に活用し、県政情報や地域情報、防災情報を中心に県民に幅広く確実な情報提供を行っていくことが不可欠である。

4 出資法人の見直し方針

(1)行政経営方針に基づく考え方

県では、行政経営方針に基づき、公共サービスの一層効果的で効率的な提供を実現する観点および県財政への影響を回避する観点から、出資法人の経営改善、自立性拡大や透明性の向上等に取り組んでいるところであり、地方自治法に基づく経営状況説明書に加え、経営評価を実施し、議会に対し毎年度報告をしている。

一方で、県の施策目的を効果的に推進するといった公益性の観点から必要がある場合は、当該出資法人が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費等について、県が財政支援を行うことはやむをえないとしている。

(2)今回の設備更新にかかる支援の検討について

今回の出資による財政支援については、地域に密着した唯一の県域テレビ放送局として、上記3に記載のようなびわ湖放送(株)の公益性を重視して行うものであり、また、同社が経営改善を踏まえて当初予定していたよりも借入金を増額するなどの努力をしてもなお対応が困難と認められる経費等であり、やむをえないと判断している。

県民への説明責任を果たすためには、多様なご意見を踏まえる観点から、より早い段階から議会や外部の専門家のご意見を伺うことなど、より丁寧な議論・検討が必要であったと考える。

5 びわ湖放送(株)に対する県としての関わり方について

○以上を踏まえ、県とびわ湖放送(株)との関わり方について以下のとおり方針を整理する。

(1)短期的な視点(概ね令和6年度までの3年間)

高齢層を中心としてテレビは現在も重要な情報の入手手段であり、びわ湖放送(株)は県政情報を県民へ伝えるインフラとして不可欠な存在であることから、県と市町、民間が一体となって、同社が設備更新を乗り越えられるようしっかり支援を行っていく。あわせて、その発信力、速達性、信頼性等を踏まえ、滋賀県広報戦略に基づき、広く県民に情報を伝えるための主要な媒体として同社を積極的に活用していく。

また、今回の設備更新にあたって示されたびわ湖放送(株)の経営戦略が着実に実行され、収益が高まる取組となるよう、ガバナンス強化を含め必要な措置を求めていく。

(2)中・長期的な視点

今回の出資が有効に活用されるよう、引き続き、県としてびわ湖放送(株)の発信力等を積極的に活用していく。

また、地方自治法第243条の3第2項に基づき、毎年度、県議会へ経営状況を報告するとともに、地方自治法第221条に基づく知事の調査権を活用して定期的に経営戦略の取組状況についてのヒアリング等を実施し必要に応じて県議会へ報告する。取組状況が十分でない場合には、事業計画の見直し等の措置を講じるよう求める。

さらに、国の動向やテレビ業界を取り巻く環境の変化に対応するため、びわ湖放送(株)と県で、有識者等をまじえた「(仮称) デジタル時代に対応したびわ湖放送(株)の在り方検討会議」を設置し、インターネット放送等といった業態の変革や合併等の

可能性も含め、将来の在り方を検討する。県の関与については、漫然とこれまでの支援を継続することなく、びわ湖放送(株)が自立した経営を行うことを基本に、将来の在り方に応じて出資の見直しも含め適切に対応していく。

なお、現在放送が担っている県政情報や地域情報、防災情報が提供される仕組みについては、その担い手がびわ湖放送(株)か否かにかかわらず、将来にわたって確保されるよう的確に対応していく。

6 今後のスケジュール(予定)

6月9日	○びわ湖放送(株)取締役会 ・今後の経営方針について同社より説明 ・新株発行の決議(株主割当分+第三者割当分) ・新役員の推薦
6月28日	○びわ湖放送(株)株主総会・取締役会 ・新株発行の決議(株主割当分+第三者割当分) ・新役員の推薦(代表取締役の選出)
8月末	○出資金の支出(株主割当分+第三者割当分)